

「千葉県文化芸術推進基本計画」(原案)に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部県民生活・文化課文化企画班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和4年1月21日(金)～2月14日(月)
- 2 意見提出者数(意見の延べ件数) 8人(21件)
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
(1)文化施設の連携について	
<p>コロナ禍を経験して美術館の役割や存在が見直された。具体的には①これまでの美術館側 VS 来館者側という線引きを止め、多くの人々が行き交う活動の場へ変更すべきこと②オンラインで遠のいた客足をどう回復するかということ③若手芸術家への支援機能強化が求められること④美術館リソースを再評価すべきこと⑤地域に開かれた美術館へ脱却すべきこと等だと思う。</p> <p>もとより、両館は各々貴重なコレクションを保有しており、有能な人材の宝庫でもある。</p> <p>千葉県立美術館と千葉市美術館は距離が近いものの、連携・協働した成果が見受けられないのは残念だ。「県民の日」を軸に両館が中心となって共同企画を立ち上げ、関係機関と連携して千葉県全体のアート力向上に取り組んではどうか。ポストコロナに向け、両館連携による重層的・総合的な取組を期待する。</p>	<p>文化施設の連携については、第5章「推進体制・進行管理」で文化施設等に期待される役割として記載しております。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(2)eスポーツの振興について	
<p>対象となる芸術文化の範囲に国民娯楽として囲碁・将棋が含まれている。</p> <p>国内外にてeスポーツが盛り上がりを見せている。国民体育大会での競技となるなど、文化スポーツへ昇華しつつある。県内の中学校・高等学校でも活動が増えてきた。計画策定の趣旨に「新たな表現手法としてもICT活用が進む」との記載があり、展開として「最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた新たな『ちば文化』の創造」の記載があり、若者の文化芸術活動への支援が謳われている。国民娯楽や最新テクノロジーの活用を促進するのであれば、eスポーツの振興も計画に盛り込むべきだ。</p>	<p>eスポーツの振興については、関係する部署と連携しながら、子ども・若者への影響を勘案し検討してまいります。</p>

(3)人材の確保について	
<p>計画は理想的であるが、それを担う人材のスキルやスペック不足が問題である。上からトップダウンされてもそれを理解し、実行する人材がないことが想定できる。そこまでを見越した計画が必要であると考えられる。現状把握の必要性和、人材の確保までを計画してもらいたい。</p>	<p>県では令和4年度に組織改正が予定されております。県としても関係部署と連携して文化振興に取り組んでまいります。</p> <p>また、文化芸術を支える人材の育成や支援については、柱1②「文化芸術の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用」に記載しております。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(4)計画への賛同について	
<p>文化は国の礎であり県民の生活そのものである。本計画は文化芸術面の振興を図るものであるが、政治・経済・学問等全ての面で相携えて向上することが不可欠であるので、計画の方針に賛同する。</p> <p>本案は基本法の理念、精神の具現を図るということで示されたものとして理解しているが、本計画が県民に理解されることが大切で、また、県民が何らかの形で文化振興に参画している意識を持つことが大事である。それが県民の誇り、活力につながると考える。</p> <p>各部門やそれぞれの地域振興は課題が多いのが現状であるが、先人は乗り越えて今に伝えてくれた。私たちが今をしっかりと認識して取り組むこと求められているということを強く感じた。</p>	<p>これからも、県民の皆様の本県の文化芸術活動に参加いただき、県民の皆様の活力や誇りの醸成につながるよう、文化芸術の振興を行ってまいります。</p>
<p>文化芸術推進基本計画の存在を知らなかったが、原案に賛成する。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
(5)計画の進行管理について	
<p>計画として総合的に網羅されたものであっても、計画は実行されないと意味がない。第5章は推進・進行管理を行う主体が明確でない。たとえば「審議会」を位置づけ、推進・進行管理の役割をもたせることを明記してほしい。その審議会には県民参加にしてほしい。また、計画の実行のため予算の大幅増加を進めてほしい。</p>	<p>本計画の進行管理にあたっては、第5章「2 計画の進捗状況の評価等」のとおり、有識者会議等を設置し第三者の視点からの意見を聴いた上でその結果を公表し、施策の改善等に生かすとしています。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
(6)子ども・若者が文化芸術に触れる機会の創出について	
<p>県が積極的に取り組む分野として、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」に関心が高く、高校生の約7割が文化芸術に関わりを持ちたいと希望していることに関心を持った。文化芸術に関わるということは、地域における歴史・伝統を理解した上で、自分自</p>	<p>子ども・若者が文化芸術に触れる機会の創出について、柱4「次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり」及び柱2「ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり」で記載</p>

<p>身で学ぶことが必要になると思う。若者がもっと関わりたいと思える地域の活動が増えれば、SNS 等で拡散されることで若者同士の絆ができるのではないか。</p>	<p>しております。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(7) 歴史や文化のアーカイブ化について</p>	
<p>県内の人口減少が進み、歴史ある文化が廃れ始めている。文化・民族史の伝承者である大正・昭和初期生まれの県民から、文化人類学・民俗学的観点からも聞き書きを推進しアーカイブ化を進めるべきである。</p>	<p>歴史や文化のアーカイブ化については、柱 2「⑤伝統文化の保存・継承」の趣旨に沿うものです。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(8) 学校教育における文化芸術活動の充実等について</p>	
<p>義務教育課程で得る芸術・表現の体験は将来を豊かにするためのものであるはずだが、小中学校において図画・工作や美術教科の専科職員が少なく、教育が充実していない。表現活動だけでなく、芸術文化を愛でる心を育む教育を推進すべきだ。</p>	<p>学校教育における文化芸術活動の充実や、次代を担う子ども・若者による文化芸術活動の支援については、柱 4「⑩豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実」及び「⑪若者の文化芸術活動の支援」の趣旨に沿うものです。</p> <p>また、本県では令和 4 年度から児童の学習意欲と技能の向上を目指して、小学校 1～4 年生を対象に、新たに非常勤の図工専科指導員を配置する事業を始めるところです。</p> <p>御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>幼児期に表現活動を経験することで、集中力・自己肯定感・思考力を培うことができるため、幼児教育にアート・音楽・身体表現等の表現活動を取り入れることを推進していただきたい。</p>	<p>学校教育における文化芸術活動の充実や、次代を担う子ども・若者による文化芸術活動の支援については、柱 4「⑩豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実」及び「⑪若者の文化芸術活動の支援」の趣旨に沿うものです。</p> <p>御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>東京大学では芸術創造連携研究機構を 2017 年より開設し「アートで知性を拡張し、社会の未来をひらく」「あらゆる分野の研究者が連携し芸術家との協働・連携をしながら知性と芸術を結びつけ、未来を切り開いていくための研究」を開始している。本県の教育方針のヒントになるのではないか。思考力を高める教育として、芸術を導入すべきだ。音楽・美術などの教科には「評価をしない」こと、道徳の教科を廃止し、福祉</p>	<p>学校教育における文化芸術活動の充実や、次代を担う子ども・若者による文化芸術活動の支援については、柱 4「⑩豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実」及び「⑪若者の文化芸術活動の支援」の趣旨に沿うものです。</p>

<p>(精神と仕組みを学ぶ)と哲学の教科が設置されることを希望する。</p>	<p>各教科の設置及び評価方法等については、学習指導要領に基づき設置しております。</p>
<p>(9)こども県展について</p>	
<p>こども県展について、賞に入る作品の傾向が40年以上も変わっていないため、アーティストの芽を摘んでいる可能性が高い。表現活動は、障害のある子どもや社会的養護の環境下にある子どもの心のよりどころとなりうるが、活動の幅を狭めてしまう可能性がある。</p>	<p>こども県展については、県の主催事業ではありませんが、御意見につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(10)学校と連携した事業の取組について</p>	
<p>美術館・博物館を家族で訪れる経験が減っている。学校現場による来訪を推進したいが、美術館・博物館の受け入れ側でも、ミュージアムツアー等の作品鑑賞を促す機会を増やし、鑑賞教育を推進していただきたい。様々な価値観・知の財産が並ぶ美術館・博物館において、作品を見て子ども達が感想を発すること自体が表現になり得る点も大事だ。</p>	<p>美術館・博物館での校外学習の受入れ等、学校と連携した事業の取組については、柱3「⑨文化施設等の多面的な活用」に記載しております。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(11)障害のある方の表現の場の創出等について</p>	
<p>障害のある人の表現の場が少ないため、常に表現をすることができる施設・拠点を設置してもらいたい。また、アートに取り組む福祉事業所への補助金の創設を希望する。</p>	<p>障害のある方の表現の場の創出、鑑賞機会の創出、生涯学習としての文化芸術活動については、柱1「①あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進」、柱3「⑨文化施設等の多面的な活用」の趣旨に沿うものです。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>建物のバリアフリー化推進もあるが、展覧会の内容や障害がある人の受け入れかたの面でのバリアフリー化も推進すべきである。</p>	
<p>障害の有無に関わらず、豊かな生涯を過ごすための手法の一つとして表現活動が重要であり、福祉事業所で表現活動を推進することは、労働の推進になりえる。また、芸術面の認知を得ることは、個性の尊厳につながる。これこそが、芸術文化がもたらす豊かさではないか。</p>	
<p>(12)特別支援学校における文化芸術活動について</p>	
<p>県内の特別支援学校高等部には美術の教科がない学校もあり、千葉県では設置に偏りがあるように感じる。特別支援学校における美術・音楽等の表現活動ができる機会の創出が必要である。</p>	<p>特別支援学校における文化芸術活動については、文化庁主催の「文化芸術による子供育成総合事業-芸術家の派遣事業-」の活用や、千葉県特別支援学校作品展等に取り組んでいます。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(13)教育・福祉分野での文化芸術の活用について</p>	

<p>児童養護施設において、心のケアが必要であったり感覚解離状態の子どもたちの回復にアートワークを活用する活動をしている。</p> <p>児童養護施設を退所した成人のアフターケア事業にもアートのアクティビティを取り入れる手伝いや、ひきこもりの方が表に出るきっかけになる場づくりにアートを取り入れる手伝いなどもしている。アートが個々を尊重しコミュニケーションを生み出すツールになる。</p> <p>社会的養護下にいる人々には、アニメ、イラスト、ゲームなどの分野を好み、表現に長けている方も多い。アートは心のケアや回復の手段として役立つ上、新しい文化の担い手にもなりうる。</p>	<p>教育・福祉分野での文化芸術の活用については、柱1「①あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供」及び柱3「⑨文化施設等の多面的な活用」の趣旨に沿うものです。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(14)他分野との連携について</p>	
<p>私は地方創生事業の一環で、アートを活用した居場所作りに携わっている。この事業は町おこしを前提としているが、ひきこもりの人、福祉の支援を受けている人を表に出し、町に溶け込ませることも目的としている。まだ始まったばかりであるが効果はあると感じられる。</p>	<p>まちづくりや福祉等の他分野との連携については、柱3「⑧観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化」の趣旨に沿うものです。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(15)災害時等の非常事態において文化芸術の果たす役割について</p>	
<p>私は、日頃よりアートと人との関わりを主軸に活動をしている。教育・福祉との掛け合いが中心であるが、表現活動は緊急事態に「人の心」を支える要素になり得ると提案する。</p> <p>防災と表現活動について、既に原案に取り入れてあるが、台風19号や東日本大震災の被災時に絵を描くワークショップを実施した際に、単なる「セラピー」ではなく福祉の学びもある人材育成が必要だと考えた。災害時など非常事態における心のケアにおいて芸術分野の役目は大きく、復興に向けての礎を築く役割があると提言する。</p>	<p>災害時等の非常事態において文化芸術の果たす役割については、第1章「計画策定の趣旨」や第2章「1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化」において記載しております。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(16)計画が目指すものについて</p>	
<p>県の目標として障害者だけでなくひきこもり、高齢者、虐待児、生活困窮、医療患者など対象を越えて全ての福祉に関わる分野に芸術表現の機会を与える素地を形成することを提言する。誰もが表現者となり得、表現をすることで自己の存在を認め幸せを感じ、お互いを認め合える関係の育成が、多様性に富んだ文化の形成と継続につながると考える。</p>	<p>本計画は「あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会」の実現を目指すものです。あらゆる人々が文化芸術を鑑賞し自己表現ができる環境の整備に努めてまいります。</p>